

ご案内

成年後見は、判断能力が不十分な方を「法的に守り・支える」制度です。

たとえば、預貯金の管理、福祉サービスを利用する契約、不動産の売買などの行為や 手続きをするとき、家庭裁判所が選んだ後見人、保佐人等がご本人に代わって法的な役 割を果たしたり、援助をすることで安心して生活できるようにする仕組みです。

当センターは、つぎの例のようなご相談や情報提供を行います。

- 障がいや認知症により判断能力が不十分で手続ができない。
- 一人暮らしなので悪質商法の被害にあわないか心配だ。
- 金融機関から成年後見制度の利用をすすめられた。
- 成年後見制度を利用してどんなことができるのか知りたい。



まず、電話でご相談ください。面接相談で詳しくご説明をいたします。

直通電話:0463-35-6175

FAX: 0463-63-3377

住所:平塚市立野町31-20

相談時間

月曜日~金曜日(年末年始、祝日を除く) 午前9時~12時 · 午後1時~5時

令和 2 年度は**偶数月の第一土曜日の午前・午後 4/4**,6/6,8/1,10/3,12/5,2/6 **奇数月の以下の土曜日の午前 5/16,7/18,9/5,11/21,1/16,3/6**も開所予定です。

専門職による相談

※ ご相談の内容に応じて、法律専門職 (弁護士)による面接相談も行います。



駐車場のご用意には限りがございます。 満車の場合には、周辺の有料駐車場を ご利用くださるようお願いいたします。

[平塚市成年後見利用支援センターは、平塚市が開設し市社会福祉協議会が事業を受託して運営しています。「平塚後見センター よりそい」は、平塚市成年後見利用支援センターの愛称です。]